

公益財団法人東芝国際交流財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東芝国際交流財団（以下「本法人」という。）の定款第16条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし、常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める法人の役員又は評議員としての職務遂行の対価、及び常勤役員の退職手当に限られ、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が株式会社東芝から報酬を得ている場合には常勤であっても無報酬とする。

- 2 前項後段の常勤役員以外の常勤役員には、報酬を年額として定めることができる。
- 3 非常勤役員に対して、株式会社東芝から報酬を得ている場合を除き、理事会、評議員会への出席に対し報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、退職手当を支給することができる。
- 5 評議員に対して、株式会社東芝から報酬を得ている場合を除き、評議員会、理事

会への出席に対し報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 第3条第1項前段の常勤役員のうち理事については、その報酬総額を別表第1に定める金額以内とし、評議員会の承認を得て、理事会がその総額の範囲内で各々の理事の配分につき議決を行う。

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、別表第3に定める金額以内とし、評議員会の承認を得て支給する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、評議員会や理事会等、会議が同月内に複数回開催された場合などを含め、月末締めで計算の上、翌月の10日に支給する。支給日が銀行法等に定められている金融機関の休日に当たる場合は、その前の金融機関の営業日に繰り上げる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 第3条第1項前段の常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(退職手当金の支給)

第8条 退職手当金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。なお、株式会社東芝から当該役員に別途、当該期間の功績に対し、退職手当が別途支給される場合は、当財団から退職金は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当金は、別表2に記載の計算方法により算出し、理事会が最終決定する。ただし、退職手当金の算入期間は当初就任日より起算して7年間の上限とする。

(支給時期)

第9条 退職手当金は、当該対象者が退職、又は死亡したとき、あるいは常勤役員を退任したときから、3か月以内に当該対象者に対して支給する。

(退職手当金の減額)

第10条 当該対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず退職手当金の一部又は全部を減額することができる。

- (1) 本人の責に帰すべき事由により役員を解任されたとき
- (2) 在任中に財団に多大の損額を与えたか、または財団の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 在任中役員としての責務を十分発揮せず、貢献度が著しく劣ったとき

(費用)

第11条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第12条 本法人は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(細則)

第13条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定めるものとする。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

別表第1 常勤役員の報酬

・常勤役員の年間報酬総額は、本法人の経常収入の10%を超えない額で、かつ1500万円（源泉税及び諸税を除く）以内の金額。

別表第2 常勤役員の退職手当金の計算方法

（基本支給額）

・常勤役員の退職手当金の基本支給額は、下記の金額にその役職在任月数を乗じて得た金額とする。（源泉税、及び諸税を含む）

専務理事：10万5千円

理事：8万円

（副理事長、理事長については、別途、必要に応じ定める。）

（功労加算）

・在任中、特に功労顕著と認められる役員には、理事長が推薦の上、理事会の決議により、前述の基本支給額の20%以内の金額を功労加算として基本支給額に加えることが出来る。

別表第3 評議員及び非常勤役員の報酬

・理事会、評議会への出席につき、報酬として一人一律5万円（源泉税及び諸税を除く）以内とし、支給時期は本規程の第5条2項による。

・評議員及び非常勤役員の年度報酬の総額は、それぞれ2百万円（源泉税及び諸税を除く）を超えないものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程別表は、2012年6月12日に改正し、施行する。

附 則

本規程別表は、2013年1月21日に改正し、施行する。

附 則

本規程は、別表を含め、2017年6月19日に改正し、施行する。
なお、同改定に伴い、旧関連規定「東芝国際交流財団常勤役員退職慰労金取扱規程」は廃止する。

附 則

本規程及び別表は、2020年3月23日の評議員会の決議日に改正・施行し、改正後の本規程及び別表は、2020年3月1日から適用する。

附 則

本規程及び別表は、2020年6月10日の評議員会の決議日に改正・施行し、改正後の本規程及び別表は、2020年7月1日から適用する。